岐阜県公報

第四百七十八号
令和六年三月二十二日（金曜日）

目次

規則
○岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（地域スポーツ課）一一八ページ
○岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報システム課）一一八
○岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（高齢福祉課）一一九
○岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納管理課）一一九
告示
○土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除（環境管理課）一二〇
○岐阜県重要文化財の指定（文化伝承課）一二〇
○耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定（農地整備課）一二〇
○保安林に指定する予定である旨の通知（森林保全課）一二一
○保安林の解除をしようとする旨の通知（同）一二一
○道路の区域変更（道路維持課）一二一
○道路の供用開始（同）一二二
○都市計画下水道事業の変更認可（公共下水道）（下水道課）一二二
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（選挙管理委員会）一二三
○施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更（同）一二四
公安委員会告示
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程の一部改正（交通企画課）一二四
公示
○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証（都市政策課）一二四
○土地改良区役員の退任（西濃農林事務所）一二六
○落札者等に関する公示（会計課）一二六

岐阜県公報　毎週（火曜日・金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）　令和六年三月二十二日

規　則

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県都市公園条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一二2の表照明設備の部夜間照明の項中「一三、二〇〇」を「四、〇〇〇」に、「二六、四〇〇」を「八、〇〇〇」に、「三九、六〇〇」を「一二、〇〇〇」に、「一、三二〇」を「五四〇」に、「二、六四〇」を「一、〇七〇」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成三十年岐阜県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「掛金」の下に「若しくは口数追加掛金（以下「掛金等」という。）」を加え、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第七項を次のように改める。

7　条例別表第一一の項第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一　私立高等学校等（専修学校の一般課程、各種学校並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科を除く。）に在学する生徒に対する選奨生奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　奨学金の返還債務の免除又は履行の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二条第十四項を削り、同条第十三項中「別表第一二の項第四号」を「別表第一二の項第五号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「別表第一二の項第三号」を「別表第一二の項第四号」に、「高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科」を「高等専門学校」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「別表第一二の項第二号」を「別表第一二の項第三号」に改め、「規定する高等学校等」の下に「、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）」を、「高等部」の下に「、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）及び特別支援学校の専攻科」を加え、「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の前に次の一項を加える。

13　条例別表第一二の項第二号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定による経費の支弁に準じて支弁する特別支援学校への就学のために必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第二条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「別表第一一の項第九号」を「別表第一一の項第十一号」に改め、「限る。）」の下に「又はその被扶養者（二十歳未満の者に限る。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「別表第一一の項第八号」を「別表第一一の項第十号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の前に次の二項を加える。

8　条例別表第一一の項第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一　私立高等学校等（特別支援学校の高等部、専修学校、各種学校並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科を除く。）に在学する生徒に対する高等学校奨学金（以下この項及び次条第一項において「奨学金」という。）の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　奨学金の返還債務の免除又は履行の猶予の申請の受理、その申請に係る事実につ

いての審査又はその申請に対する応答に関する事務

9　条例別表第一一の項第九号の規則で定める事務は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者（肝がん、肝硬変又は肝炎に罹(り)患した者に限る。）に対する医療費及び定期検査費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第二条に次の二項を加える。

17　条例別表第一二の項第六号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一　公立高等学校等（専修学校の一般課程、各種学校並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科を除く。）及び大学（短期大学を含み、専攻科及び別科並びに大学院を除く。）に在学する生徒に対する選奨生奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　奨学金の返還債務の免除又は履行の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

18　条例別表第一二の項第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一　公立高等学校等（特別支援学校の高等部、専修学校、各種学校並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科を除く。）に在学する生徒に対する高等学校奨学金（以下この項及び第四条第一項において「奨学金」という。）の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　奨学金の返還債務の免除又は履行の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第三条第一項中「前条第一項に規定する掛金」を「掛金等」に改め、「行う者」の下に「及び奨学金の貸与の申請を行う者」を加え、「その」を「これらの」に改め、同条第五項中「前条第八項第一号」を「前条第十項第一号」に改め、同条第六項中「前条第九項」を「前条第十一項」に改め、同条第七項中「前条第十項」を「前条第十二項」に、「同条第十一項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項及び第十三項」を「同条第十五項及び第十六項」に改める。

第四条第一項中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に、「同条第十一項に規定する給付金の支給の申請を行う者及び同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「又は当該保護者等」を「、第二条第十四項に規定する給付金の支給の申請を行う者及び奨学金の貸与の申請を行う者又はこれらの者」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県老人福祉法施行細則（昭和三十八年岐阜県規則第百九号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式の二及び別記第八号様式の二中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

附　則

1　この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県老人福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

岐阜県規則第十六号

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県証紙条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように

改正する。

第十条中「門戸」を「見やすい位置」に、「掲げなければ」を「掲示し、又はインターネットの利用その他の方法により岐阜県収入証紙販売所である旨を表示しなければ」に改める。

別記第二号様式備考に次の一号を加える。

６　この様式により難いときは、記載事項を充足した適宜の様式によることができる。

別記第二号様式の二備考に次の一号を加える。

６　この様式により難いときは、記載事項を充足した適宜の様式によることができる。

別記第三号様式中「氏　　名㊞」を「受領責任者の氏名及び連絡先」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考　受領欄には、証紙を受領した責任者の氏名及び連絡先を記入すること。

別記第四号様式中「氏　　名㊞」を「受領責任者の氏名及び連絡先」に改め、同様式備考第二号を次のように改める。

２　受領欄には、交換後の証紙を受領した責任者の氏名及び連絡先を記入すること。

別記第五号様式中「氏　　名㊞」を「現地機関の受領責任者の氏名及び連絡先」に改め、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、同様式備考に次の一号を加える。

３　受領欄には、証紙を受領した責任者の氏名及び連絡先を記入すること。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告　示

岐阜県告示第百四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第三百五十六号により指定した区域（大垣市河間町二丁目五番並びに三丁目二六番一、二九番、三〇番及び二〇〇番一の各一部）及び令和五年岐阜県告示第二百三十七号により指定した区域（大垣市河間町三丁目二〇〇番一の一部）の全部（令和四年岐阜県告示第三十号、令和四年岐阜県告示第百十五号、令和四年岐阜県告示第二百四十四号、令和五年岐阜県告示第四十四号及び令和六年岐阜県告示第六十一号により指定を解除した区域以外の区域）

二　指定に係る特定有害物質の種類

砒（ひ）素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三　当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第百四十四号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

岐阜県重要文化財

指定番号	種目	名称	員数	内容	所在地	所有者	住所
岐重五三〇	彫刻	木造薬師如来坐像	一躯	カヤ材、一木造像高八六・八センチメートル	大垣市長松町八二〇番地	宗教法人慈応寺	所在地に同じ。

岐阜県告示第百四十五号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第百九十六号）第二条第一項の規定によりなお

その効力を有することとされる耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定により、次の者を恵那郡本郷耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第五項の規定により告示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　住所
恵那市岩村町富田二六一五番地一

二　氏名
成瀬　嘉信

岐阜県告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　保安林予定森林の所在場所
中津川市付知町字杉ケ洞九三〇四、九三一〇

二　指定の目的
土砂の流出の防備

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字杉ケ洞九三〇四・九三一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　解除予定保安林の所在場所
郡上市八幡町有坂字山方一〇四九の二〇、一〇四九の三四

二　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三　解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町那比字瀬口平六四六八番六七地先地内	前	三四・七〜五二・四	九・一
			後	三五・〇〜五三・三	九・一

岐阜県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	川島三輪線	岐阜市加野七丁目二三番四地先から 同市同二四番三地先まで	八四・五	令和六・三・二二	令和五・四・四

岐阜県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	高山上宝線	高山市丹生川町町方字平田二五六番一四地先から 同市同町同字同二三三番一二地先まで	九七・七	令和六・三・二二	平成一五・三・二八 令和元・一〇・四

岐阜県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	四百七十二号	郡上市明宝二間手字田代二〇五番四地先から 同市同字前畑二四七番一地先まで	一三・一	令和六・三・二二	令和二・三・二四

岐阜県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により揖斐都市計画

下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　施行者の名称

池田町

二　都市計画事業の種類及び名称

揖斐都市計画下水道事業　池田町公共下水道（池田処理区）

三　事業施行期間

平成十年一月十六日から

令和十三年三月三十一日まで

四　事業地

事業地を表示する図面において表示する。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年三月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長　竹　内　治　彦

1　令和6年3月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数　1,625,874人

2　総数の50分の1の数　32,518人

3　総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）　303,235人

4　岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数（人）	3分の1の数（人）
岐阜市	333,544	111,182
大垣市	144,615	48,205
高山市	71,334	23,778
多治見市	89,566	29,856
関市・美濃市	86,586	28,862
中津川市	62,050	20,684
瑞浪市	29,818	9,940
羽島市	55,324	18,442
恵那市	39,579	13,193
美濃加茂市	42,618	14,206
土岐市	45,683	15,228

各務原市	119,614	39,872
可児市	92,734	30,912
山県市	21,440	7,147
瑞穂市	43,986	14,662
飛驒市	19,167	6,389
本巣市	42,464	14,155
郡上市	32,581	10,861
下呂市	25,139	8,380
海津市	27,359	9,120
羽島郡	39,209	13,070
養老郡	22,586	7,529
不破郡	26,937	8,979
安八郡	19,259	6,420
揖斐郡	53,625	17,875
加茂郡	39,057	13,019

岐阜県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨告示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長　竹　内　治　彦

名称の変更

変更後	変更前
岐阜県厚生農業協同組合連合会　東濃中部医療センター土岐市立総合病院	土岐市立総合病院
岐阜県厚生農業協同組合連合会　東濃中部医療センター土岐市老人保健施設やすらぎ	土岐市老人保健施設　やすらぎ

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第二号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程（平成二十五年岐阜県公安委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十二日

岐阜県公安委員会
委員長　林　正　子

第三条第一号中「認定証の番号」を「標識の認定番号」に改める。

別記様式中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

附　則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

公　示

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　調査を行った者の名称
　飛驒市
二　調査を行った地域
　飛驒市河合町角川の一部（角川（Ⅺ））
三　調査を行った期間
　平成二十七年一月から令和四年十二月まで
四　地図及び簿冊の名称
　飛驒市（河合町角川の一部）の地籍図
　飛驒市（河合町角川の一部）の地籍簿
五　認証年月日
　令和六年三月五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　調査を行った者の名称
　飛驒市
二　調査を行った地域
　飛驒市神岡町西の一部（西（Ⅶ））
三　調査を行った期間
　平成三十年五月から令和五年二月まで
四　地図及び簿冊の名称
　飛驒市（神岡町西の一部）の地籍図
　飛驒市（神岡町西の一部）の地籍簿
五　認証年月日
　令和六年三月五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　調査を行った者の名称
　飛驒市
二　調査を行った地域
　飛驒市古川町信包の一部（信包（Ⅳ））
三　調査を行った期間
　平成二十九年六月から令和五年二月まで
四　地図及び簿冊の名称
　飛驒市（古川町信包の一部）の地籍図
　飛驒市（古川町信包の一部）の地籍簿
五　認証年月日
　令和六年三月六日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　調査を行った者の名称

下呂市

二　調査を行った地域

下呂市萩原町野上の一部（野上１）

三　調査を行った期間

平成三十年五月から令和五年六月まで

四　地図及び簿冊の名称

下呂市（萩原町野上の一部）の地籍図

下呂市（萩原町野上の一部）の地籍簿

五　認証年月日

令和六年三月五日

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所
高須輪中土地改良区	令和六・二・二九	監事	森　通	海津市平田町勝賀一一二六番地

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

1　調達物品の名称及び予定数量　無鉛ハイオクガソリン　59,200L

無鉛レギュラーガソリン　388,600L

軽油　22,800L

2　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札

3　入札公告を行った日　令和６年１月５日

4　落札者を決定した日　令和６年２月15日

5　落札者の住所及び氏名　岐阜市東金宝町二丁目２番地

岐阜日石株式会社

代表取締役　和田　隆

6　落札金額　75,161,791円

7　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)　部局の名称　岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2)　所　在　地　岐阜市薮田南二丁目１番１号

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年三月二十二日

岐阜県知事　古　田　　肇

1　調達物品の名称及び予定数量　航空燃料（ＪＥＴ　Ａ―１）　一式

2　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札

3　入札公告を行った日　令和６年１月５日

4　落札者を決定した日　令和６年２月15日

5　落札者の住所及び氏名　岐阜市茜部中島三丁目72番１号

三重石商事株式会社岐阜営業所

所長　小島　寿司

6　落札金額　33,318,450円

7　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)　部局の名称　岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2)　所　在　地　岐阜市薮田南二丁目１番１号

令和六年三月二十二日発行

発行者　岐阜県

岐阜市薮田南二丁目一番一号

発行所　岐阜県庁

編集　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三―一　岐阜文芸社